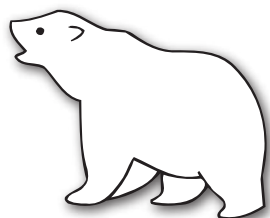


FACULTY  
OF  
NURSING  
STUDY  
GUIDE

看護学部  
履修要綱  
2026



Bunri University of Hospitality  
西武文理大学

# 2026年度

(2026年)

	日	月	火	水	木	金	土
4月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

	日	月	火	水	木	金	土
5月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
6月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

	日	月	火	水	木	金	土
7月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
8月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29

	日	月	火	水	木	金	土
9月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

	日	月	火	水	木	金	土
10月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
11月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

	日	月	火	水	木	金	土
12月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

(2027年)

	日	月	火	水	木	金	土
1月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
2月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28					

	日	月	火	水	木	金	土
3月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

# 2027年度

	日	月	火	水	木	金	土
4月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	

	日	月	火	水	木	金	土
5月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29

	日	月	火	水	木	金	土
6月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

2026<sub>年度</sub>  
履修要綱



西武文理大学  
看護学部

## 学部長からのメッセージ

### 看護専門職者をめざす者としての誇りと責任を胸に

神 庭 純 子

西武文理大学看護学部は、医療におけるホスピタリティ教育を追究する学部として、2009年4月に誕生しました。2026年3月には第14期生が保健医療実践の場に羽ばたき、この4月には第18期生の新入学生をキャンパスに迎え、看護学部の歴史は着実に積み重ねられてきています。

今ここに集うみなさんもこの看護学部の歴史と伝統を共に創り上げていく一員であるといえます。それだけにみなさんには改めて本学部では何を大切にしているのか、ということをお伝えしたいと思います。それは、一言でいえば、誇りと責任をもって誠実に学び続けていく姿勢です。

では、なぜ誇りと責任をもって誠実に学び続けていく姿勢が大切なのでしょう。それは、看護学を修め、看護専門職者になりたい、というみなさんの志や願いに関わることです。看護には、対象となる人々の命を、人生をあずかるがゆえの厳しさや困難さがその学びの過程にあるからです。そして何より、社会に求められる価値ある専門職として、その責務を果たせるよう国家資格を得るための学びの過程であり、その後の発展の基盤となる大事な過程であるからといえます。

近年、様々な健康課題を抱える人々へのケアニーズも多様化し、様々な場所で看護専門職者の活躍が期待されています。看護者として人の命や生活に直接関わり、信頼関係を築き、人々に寄り添い、癒し、病からの回復を促すという役割は、その個人や家族だけでなく地域社会にも大きな貢献をもたらすものといえます。社会に求められる価値ある専門職者となることをめざして学んでいることへの誇りをもってほしいと思っています。

初めて学ぶ知識や技術はみなさんにとっては膨大で難しいと思えるかもしれませんが、不確かな知識や不安定な技術では命を守るどころか逆に害を与えることになりかねません。人の命に向き合い、人の命をあずかるということの責任が看護専門職者にはあるのです。だからこそ実直に誠意をもって学びに向き合い続ける姿勢が求められるといえるでしょう。

みなさん一人一人が自分らしさを大切にしながら、誠実に学び続け、何よりも他者の尊厳を護る姿勢を日々の学びの場面で貫いてほしいと願っています。どのような行動が、どのような学びの姿勢が誠実性を体現することになるのでしょうか。その答えは、本学部での学びの中から自分自身で感じ取り、考え続け、見出し、実践してほしいと思います。そのような一人一人の姿勢と行動が本学部の伝統を創ることにつながっているのだと思うのです。

看護学部での4年間の学びの過程は決してたやすい道ではないことと思います。悩み立ち止まった時には、看護を志した当初の気持ちを思い出してください。将来の夢や目標がみなさん自身の支えになり、困難を乗り越え成長できる力となることでしょう。本学部で学ぶ誇りと責任を胸に歩み続けてください。みなさんの学びを心から応援しています。

# 目 次

## 第1部 看護学部における学修

I	ホスピタリティ精神と豊かな人間性を備えた看護専門職の育成	6
II	教育理念	6
III	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	6
IV	ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）	7
V	カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）	8
VI	教育課程編成の特色および考え方	9
VII	教育方法の特徴	12
VIII	実習について	13
IX	資格取得および卒業後の進路	15

## 第2部 履修説明

I	西武文理大学看護学部履修規程	18
II	学期と授業	25
	1. 学期	
	2. 学期毎のオリエンテーション	
	3. 授業時間	
	4. 平常授業	
	5. 休講	
	6. 補講	
	7. 欠席・遅刻・早退	
	8. 授業方法	
	9. 授業の受講について	
III	単位制と卒業要件	27
	1. 「単位制」とは	
	2. 「必修科目」と「選択科目」	
	3. 1単位当たりの授業時間	
	4. 修得単位について	
	5. 履修単位の上限設定（キャップ制）について	
	6. 2年次から3年次への進級要件について	
	7. 卒業の要件	
IV	履修科目の登録	29
	1. 履修登録とは	
	2. 履修登録前の確認	
	3. 履修登録の方法	
	4. 履修登録上の注意事項	
	5. 履修登録の取り消し	
	6. 既修得単位の認定	
	7. 他大学における単位の修得 — 単位互換制度 —	
	8. 養護教諭2種免許申請に関わる科目について	
V	成績評価	32
	1. 成績評価を受けるための前提	
	2. 評価方法	
	3. 評価基準とGPA	
	4. 試験	
	5. 不正行為	
	6. 成績の通知	
	7. 成績の照会	
	8. 卒業認定	
VI	授業についての情報の伝達	37
	1. 掲示	
	2. 授業支援システム Active Academy Advance (AAA/トリプルエー)	
	3. Web メール Active! Mail	
VII	ゼミナールと卒業研究および総合実習	39
	1. 基礎ゼミナールについて	
	2. 卒業研究について	
	3. 総合実習	
VIII	オフィスアワー（教員への相談）	40
	西武文理大学看護学部 授業にかかわる学内ルール	41
	保健師国家試験受験資格取得選択制について	42



第1部

看護学部における学修

## 西武文理大学看護学部で学ぶために

### I ホスピタリティ精神と豊かな人間性を備えた看護専門職の育成

西武文理大学では、開学以来、ホスピタリティを教育の基盤においています。ホスピタリティの語源は、ホスピタルやホテルと同じで、「相手の立場に立って、相手のことを考え、相手が心地良くあるように対応する」という意味があります。

本学部の教育は、「看護の対象となる人を一人の人として理解し、相手の立場に立って思いやり支えることのできる豊かな人間性を育み、専門的な知識・技術に裏付けられた看護ケアを提供できる看護専門職を育成する」ことを目的としています。

少子高齢化が進展するわが国の保健医療の高度化・複雑化がもたらす諸問題の解決には、高度な専門知識・技術とともに、生命の尊厳を護り、人権を擁護できる幅広い教養に支えられた豊かな人間性が求められています。また、看護専門職者の活動の場は、従来の病院等の施設内から在宅・地域へと広がり、看護職の役割も疾病の治療・健康回復の支援から、疾病の予防や健康増進へと役割が拡大しています。そのため、的確な判断力はもちろん、他職種と柔軟に協働できる問題解決能力、高い倫理観を備えた看護職者が求められています。

### II 看護学部教育理念

西武文理大学看護学部では、高度な専門知識・技術とともに、生命の尊厳を守り人権を擁護できる幅広い教養を身に付けたヒューマンケアの担い手を育成するために、本学が開学以来目指してきたホスピタリティ教育を看護教育の基盤に位置づけています。

本看護学部では、看護の対象となる人を一人の人間として理解し思いやり支えるために、ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身に付けた看護専門職の育成を目指しています。また社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって保健医療福祉分野の課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上と看護学の発展に寄与することのできる看護者の育成を目指しています。

### III アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

看護学部では、ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身に付け、さらに社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、保健医療福祉分野の課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上と看護学の発展に貢献することのできる看護者の育成を目指しています。従って、看護学部では、次のような人材を求めています。

1. 人間や社会に対して興味と関心を持っている人
2. 相手の立場に立って物事を考え、他者を尊重できる人
3. 物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ人
4. 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力と論理的な思考力をもつ人

#### IV ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

看護学部では、所定の期間在学し、卒業要件となる単位を修得し、以下の要件を満たす者に学士（看護学）の学位を授与します。

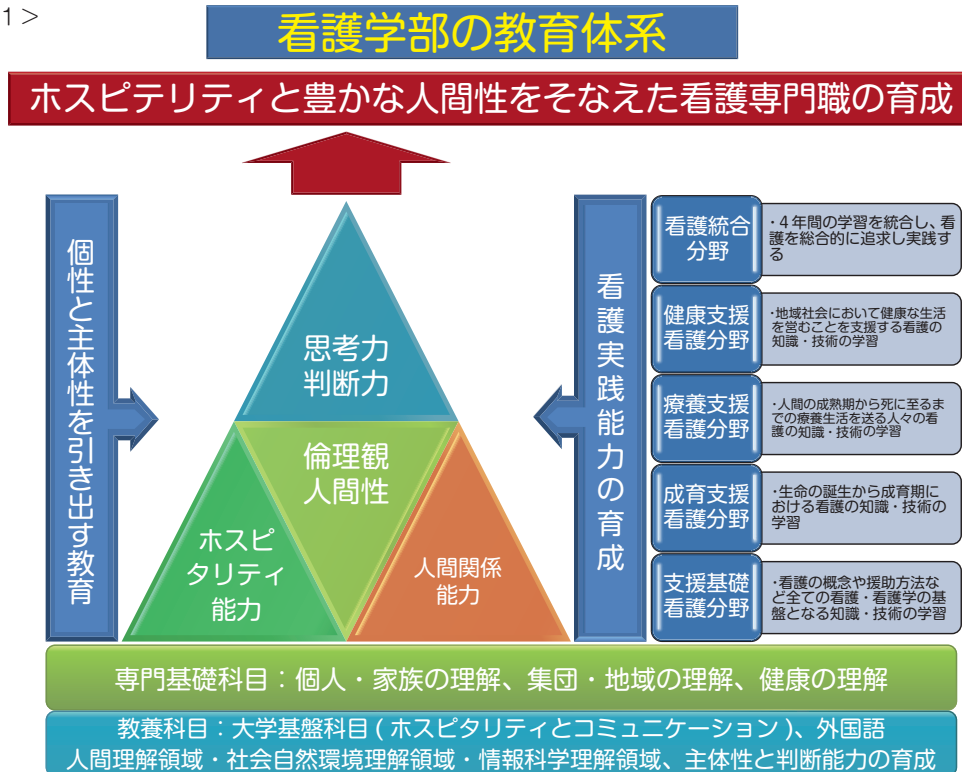
1. ホスピタリティを基盤として豊かな人間性を有している。
2. 人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を有している。
3. 人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解できる能力を有している。
4. 倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた看護実践に必要な専門的知識、技術、態度を修得し、個人及び集団の健康上の課題を適切に解決することのできる能力を有している。
5. 看護専門職として、対象者とその家族、地域住民などの多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、発展させる能力を有している。
6. 保健医療福祉チームの中で看護専門職としての自律性を育むとともに、対象者とその家族、地域住民および他の専門職と協働できる能力を有している。
7. 国際的な視野で保健医療福祉分野の動向に目を向け、それらの解決のために国内外の保健医療従事者との相互交流や協働を行う必要性が理解できる能力を有している。
8. 看護専門職者として常に主体的に自己研鑽につとめ、看護専門職の担うべき役割を追求する姿勢を有している。

## V カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

看護学部の教育課程は、上記のディプロマ・ポリシーに挙げた教育目標を達成するために、(1)ホスピタリティ精神に基づいた豊かな教養と学士に必要な基礎的能力を身に付け、総合的かつ自主的な判断能力を育成するための「一般教育科目／教養科目」、(2)個人・家族・集団・地域の理解、人間の健康と健康生活の理解及び人間の心と体についての基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」、そして、(3)看護実践に必要な専門知識・技術を学ぶ科目と、それらを総合的に統合する能力を養う科目からなる「専門科目」によって教育課程を構成しています。

1. 一般教育科目／教養科目：全学共通科目としては、ホスピタリティ精神の理解と幅広い教養を培う科目、学士課程の基盤となる科目、主体性と判断力を育成するための科目で構成され、主に1年次に履修します。選択科目を多く設け、初年度から主体的学修態度を培うことを目指しています。全学共通科目は、①大学基盤科目（ホスピタリティとコミュニケーション）、②人間理解領域、③社会・自然・環境理解領域、④情報科学理解領域、⑤外国語、学部科目として①主体性と判断力の育成の科目群から成り、必修科目と基礎ゼミナールは、専門科目の基盤になる科目として位置づけられています。
2. 専門基礎科目：看護を学ぶ上で基礎となる「個人・家族の理解」「集団・地域の理解」「健康の理解」を深める科目で構成され、主に1～2年次に履修します。
3. 専門科目：看護・看護学を理解し、看護実践能力を身に付ける専門職者としての基礎を学修する科目で構成され、1年次から履修を開始し、主に2・3・4年次に学修します。専門科目は、①支援基礎看護分野、②成育支援看護分野、③療養支援看護分野、④健康支援看護分野、⑤看護統合分野から成り立っています。
4. 入学後早期より、ホスピタリティ概論、基礎ゼミナール、看護とホスピタリティIにおいて主体的に学び探求することを理解し、大学で学ぶための学修スキルを身に付けるとともに、人間性の涵養の基盤として、人間的な温かい関係を築くことを学びます。また、看護学への関心を高め、専門的知識と技術を習得するための専門科目と、看護の対象である人間を理解するための専門基礎科目を並行して学びながら、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることができる構成となっています。
5. 一般教育科目／教養科目、専門基礎科目を基盤として、人間の発達段階や健康レベル、個と集団など多様な対象への看護を展開する能力を習得する専門科目では各専門領域の看護に関する知識と技術を学び、臨地実習科目で応用、統合できる構成となっています。
6. 専門科目の看護統合分野は、4年間で学ぶ諸科目を統合し、看護を総合的に洞察し、実践できる能力を培う科目で構成され、主に4年次に学修します。また、4年次には、看護の動向や課題をつかみ、看護の将来を見据えた広い視野を培うために、災害看護や国際看護、看護学の動向と課題の科目、組織マネジメントの視点を培うために、安全管理や看護管理の科目を配置しています。また、既習の知識と技術を統合し、より深い専門性と看護の本質を探究する能力を習得できるように、総合実習、卒業研究、看護総合演習などの総合科目を配置しています。

<図1>



## VI 教育課程編成の特色および考え方

### 1. 教育課程の構成

看護学部の教育課程は、豊かな教養を身に付け、総合的かつ自主的な判断能力を育成するための「一般教育科目（教養科目）」、個人・家族・集団・地域の理解、人間の健康と健康生活の理解及び人間の心と体についての基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」、そして、看護実践に必要な専門知識・技術を学ぶ科目と、それらを総合的に統合する能力を養う科目からなる「専門科目」で教育課程を構成しています（図1 看護学部の教育体系（2022年度以降）参照）。

### 2. 教育課程の概要と特徴

一般教育科目（教養科目）・専門基礎科目・専門科目からなる本教育課程は、次の各科目をもって構成しています（図2 看護学部カリキュラム構造図（2022年度以降）参照）。

**一般教育科目（教養科目）** 全学共通科目としての一般教育科目（教養科目）は、幅広い教養と総合的かつ自主的な判断能力を育成するための科目で構成され、主に1年次に履修できます。また、選択科目を多く設け、初年度から主体的学修態度を培うことを目指しています。なお、必修科目と学部科目の基礎ゼミナールは、専門科目の基盤になる科目として位置づけられています。

#### 1) 大学基盤科目（ホスピタリティとコミュニケーション）

ホスピタリティとコミュニケーション、論理的思考やプレゼンテーションなどのアカデミックスキルの基盤を、体験を通して理解することを目的とします。

## 2) 人間理解領域

人間が築いてきた生活や文化を、思想や歴史・教育・心理的諸側面から理解することを目的とします。

## 3) 社会・自然・環境理解領域

社会・自然・環境の基礎を理解し、国際性を培うとともに、現代社会における日常生活に必要な知識を身に付けること、地球規模から身近な生活環境までの環境を具体的に理解することを目的とします。

## 4) 情報科学理解領域

現代に欠かせない情報通信技術 (ICT:Information and Communication Technology) のリテラシーや、情報処理に関する基礎知識と方法論を身につけることを目的とします。

## 5) 外国語

国際性を育み、自国以外の人々とのコミュニケーション能力、ホスピタリティ能力を高めることを目的とします。

## 6) 主体性と判断力の育成 (基礎ゼミナール)

主体的に学び探求することを理解し、大学で学ぶための学修スキルを身に付けるとともに、人間性の涵養の基盤として、人間的な温かい関係を築くことを目的とします。

**専門基礎科目** 看護を学ぶ上で基礎となる「個人・家族の理解」「集団・地域の理解」「健康の理解」を深める科目で構成され、主に1～2年次に履修します。

### 1) 個人・家族の理解

看護の対象となる人々を、個人・家族・生活の側面から理解することを目的とします。

### 2) 集団・地域の理解

看護の対象となる人々を、集団・地域の側面から理解することを目的とします。

### 3) 健康の理解

看護の対象となる人々の健康に関して、主に身体的側面からの理解を深めることを目的とします。

**専門科目** 看護・看護学を理解し、看護実践能力を身に付ける専門職者としての基礎を学修する科目で構成され、1年次から履修を開始し、主に2・3・4年次に学修します。なお、専門科目のためほとんどの科目が必修です。

### 1) 支援基礎看護分野

看護の概念や援助方法など、すべての看護・看護学の基盤となって看護実践を支える知識・技術の学修を目的とします。

### 2) 成育支援看護分野

生命の誕生から成育期における看護の知識・技術の学修を目的とします。

### 3) 療養支援看護分野

人間の成熟期から死に至るまでの間に、療養生活を送る人々の施設内外における看護の知識・技術の学修を目的とします。

### 4) 健康支援看護分野

地域社会において、健康な生活を営むことを支援する看護の知識・技術の学修を目的とします。

### 5) 看護統合分野

4年間で学んだ諸科目を統合し、看護を総合的に洞察し、実践できる能力の学修を目的とします。

＜図2＞

西武文理大学看護学部 カリキュラム構造図 (2022年度入学生より適用)

【教育理念】ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を養い、専門的な知識と技術に裏付けられた科学的判断力と問題解決能力を身に付けた看護専門職の育成を目指しています。また社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって保健医療福祉分野の課題に積極的に対応し、人々の健康生活の向上と看護学の発展に寄与することのできる看護者の育成を目指しています。

【教育目的】

- (1)ホスピタリティ教育に基づき豊かな人間性を培う。
- (2)人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を養う。
- (3)人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を養う。
- (4)倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた看護実践に必要な専門知識、技術、態度を修得し、個人及び集団の健康上の課題を適切に解決することのできる能力を養う。
- (5)看護専門職として、対象者とその家族、地域住民などの多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、発展させる能力を養う。
- (6)保健医療福祉チームの中で看護専門職としての自律性を育むとともに、対象者とその家族、地域住民および他の専門職と協働できる能力を養う。
- (7)国際的な視野で保健医療福祉分野の動向に目を向け、国内外の保健医療従事者との相互交流や協働ができる能力を養う。
- (8)看護専門職者として常に主体的に自己研鑽し、自己研鑽に取り組み、看護専門職の担い手としての役割を追求する姿勢を養う。

【4年間の学修内容】

学年	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
一般教養科目 (卒業科目)	本学特設科目 (ホスピタリティとコミュニケーション)	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル	ホスピタリティ概論、対人関係概論、ホスピタリティ日本語、英語、コミュニケーションスキル
	人間理解領域	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ	生活科学、日常生活と健康、音楽と心療看護、習字と人生、発人に学ぶ <sup>※</sup> 、人間、生涯スポーツ
	社会・自然・環境理解領域	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)	社会学概論、社会と歴史、地理理解科学概論、NPO・ボランティア論、入門、コミュニケーション論、法学概論(憲法含)
	情報科学理解領域	(ICT)リテラシー、データサイエンス、A活用入門、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理	情報知識、数理解理、科学技術論、統計処理
外国語	英語基礎、ホスピタリティ英会話Ⅰ(サービス)、フランス語Ⅰ、朝鮮・朝鮮語Ⅰ <sup>※</sup> 、中国語Ⅰ	英語Ⅰ、ホスピタリティ英会話Ⅱ(ビジネス)、中国語Ⅱ	英語Ⅱ、ホスピタリティ英会話Ⅲ(プレゼンテーション)	英語Ⅲ、ホスピタリティ英会話Ⅳ	英語Ⅳ、ホスピタリティ英会話Ⅴ	英語Ⅴ、ホスピタリティ英会話Ⅵ	英語Ⅵ、ホスピタリティ英会話Ⅶ	
	基礎とミニナール	基礎とミニナール	基礎とミニナール	基礎とミニナール	基礎とミニナール	基礎とミニナール	基礎とミニナール	
専門基礎科目	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	
	個人・家族の理解領域	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	生活論概論、家族社会学、ヒューマンコミュニケーション	
	集団・地域の理解領域	社会学概論、社会学、社会学	社会学概論、社会学、社会学	社会学概論、社会学、社会学	社会学概論、社会学、社会学	社会学概論、社会学、社会学	社会学概論、社会学、社会学	
	健康の理解領域	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)	形態論学Ⅰb(解剖学)、形態機能学Ⅰa(生理学)、形態機能学Ⅱ(生化学)
専門科目	交換基礎看護分野	ヘルプシステムⅠ、生活援助技術、看護実践概論	ヘルプシステムⅡ、病室援助技術、看護実践概論	ヘルプシステムⅢ、病室援助技術、看護実践概論	ヘルプシステムⅣ、病室援助技術、看護実践概論	ヘルプシステムⅤ、病室援助技術、看護実践概論	ヘルプシステムⅥ、病室援助技術、看護実践概論	
	成長看護看護分野	母性看護学概論、小児看護学概論	母性看護学概論、小児看護学概論	母性看護学概論、小児看護学概論	母性看護学概論、小児看護学概論	母性看護学概論、小児看護学概論	母性看護学概論、小児看護学概論	
	病室看護看護分野	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	精神看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論	
	健康看護看護分野	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	
卒業科目	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	
	看護総合分野	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	
	看護総合分野	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	
	看護総合分野	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	看護とホスピタリティ	

【成長プロセスと育成能力】

育成能力	1年	2年	3年	4年
育成能力	人間を全人的に理解するための基礎知識を学ぶ、看護への関心を高め、主体的な学修姿勢を身に付ける。	人間の知識・技術を支えることを学ぶ、専攻領域の知識・技術を身に付ける。	人間の知識・技術を支えることを学ぶ、専攻領域の知識・技術を身に付ける。	人間の知識・技術を支えることを学ぶ、専攻領域の知識・技術を身に付ける。
ホスピタリティの成長	大学での学修に必要なリテラシーと主体的に取り組み姿勢を身に付ける。リテラシー能力が専門職の基本姿勢の基となることを学ぶ。心と身体、精神、社会的に全人的に成長する機会を身に付ける。コミュニケーションを通じて、対象者と援助関係の構築を形成する能力を身に付ける。	対象者を全人的に受けとれ、その人のおかれた状況や健康状態に対応した生活行動の支援を通して、看護におけるホスピタリティの実現について学際することができる。	対象者を全人的に受けとれ、その人のおかれた状況や健康状態に対応した生活行動の支援を通して、看護におけるホスピタリティの実現について学際することができる。	対象者を全人的に受けとれ、その人のおかれた状況や健康状態に対応した生活行動の支援を通して、看護におけるホスピタリティの実現について学際することができる。

※1 2023年度入学生より適用する  
 ※2 2025年度入学生より適用する

## VII 教育方法の特徴

### 1. セメスター制の導入

1年間を前期・後期の2学期に分け、学期ごとに集中して学修できます。ただし、3年次の看護学実習や4年次の卒業研究は、年間を通して学修することになります。

### 2. 多様な授業形態の採用

授業形態は、講義以外に演習や実習を多く取り入れて編成し、学生が体験を通して効果的に学修できるようになっています。特に、専門基礎科目・専門科目においては、演習形態を中心に具体的・実地的な学修をすることにより看護実践能力を身に付けます。

### 3. 少人数教育の実施

ゼミナールや卒業研究においては5～6名、各看護学実習においては1グループ5～6名に対して1名の教員が担当し、きめ細やかな教育ができるようにしています。

### 4. 初年次教育とリメディアル教育

入学前から、入学後1年次前期にかけて、高等学校での基礎科目を定着させ、大学教育へとスムーズに移行できるようにしています。

### 5. 全学共通科目の設置

本学の目指す「ホスピタリティ」教育のために、サービス経営学部との合同授業を設けることによって、保健医療におけるホスピタリティの特性について理解を深めます。

### 6. 各看護分野における講義・演習・臨地実習科目の効果的配置

「専門科目」においては、「支援基礎看護分野」で各看護領域の基礎を学んだ後に、「成育支援看護分野」「療養支援看護分野」「健康支援看護分野」の各科目を学修できるようにしています。各看護分野においては、講義・演習を併用して知識と技術の修得を図り、それらの学びを統合して臨地実習に臨めるように科目を配置して、統合的な理解を促します。

### 7. 実務家教員担当科目

本学部では、専門科目はすべて看護職養成に関わる科目であり、実務経験を有する教員により開講されています。その中でも特に実務経験を伝える科目に関しては、科目のシラバスに実務家教員科目と記載しています。

### 8. 高い看護実践能力をもつ専任教員による教育

豊富な臨床経験や教育経験をもつ教員が、講義・演習・臨地実習を展開し、教育目標を達成できるように支援します。

### 9. 主体的な学修の支援

学士課程では、主体的な学修時間を確保して、自主的に学修を進めていく姿勢が求められます。シラバスに、各科目の事前学修・事後学修を提示し、主体的に取り組めるようにしています。また、課題レポートや講義後のコメント票への記述を繰り返し行うことで、深く考え表現する力を磨いていきます。

### 10. 中途退学・休学・留年の学生への対策

これらの可能性が認められる学生には、ゼミナールの担任を中心として、対象学生と面接を行い、その選択に至る過程の支援をします。また、留年の学生には、ゼミナールの担任と不合格となった科目の担当者が相談に乗り、効果的な学修が継続できるよう支援します。休学の学生には、復学等、いつでも相談に乗れるような体制を作ります。

## VIII 実習について

### 1. 実習科目の基本的な考え方と概要

#### 1) 実習科目の基本的な考え方

実習は看護学の学修に不可欠な科目です。実習では、さまざまな場で生活する人やあらゆる健康レベルと発達段階にある人々を対象とします。講義・演習で学んだ各看護学や諸科目の知識・技術を統合し、対象となる人々との実際の関わりを通して実践的に活用し、看護実践能力を養うことを目的としています。

また1年次から実習を設け、看護学への学修の動機づけを高めるとともに、看護職者としての自覚を培います。それとともに、保健・医療・福祉分野における看護者の役割についての理解を深めます。

#### 2) 実習科目の概要

実習の基本構成としては、1年次から開始し、その後、学修が進む中で専門科目である「支援基礎看護」「成育支援看護」「療養支援看護」「健康支援看護」「看護統合」の各分野において、講義・演習の学修の後に実習科目が配置されています。1年次後期の基礎看護実習から始まり、4年次の総合実習まで、段階的に実習による学修を積み上げていくように構成されています。

##### <支援基礎看護分野>

1年次は、教養科目・専門基礎科目と並行して、前期に看護の専門的な視点と関わり方を学修し、後期に対象の健康状態の理解と生活を支える力を培って「基礎看護実習」を行い、2年次には、対象の全人的理解に立った援助の導き方と療養を支える力をつけ「看護援助実習」に臨みます。

##### <成育支援看護分野>

2年次までの教養科目・専門基礎科目・専門科目の各看護学概論と看護支援論の学修に基づいて、さまざまな発達段階・健康レベルにある対象の理解と看護について学び、3年次には「母性看護学実習」、「小児看護学実習」を行います。

##### <療養支援看護分野>

教養科目・専門基礎科目・専門科目の各看護学概論と看護支援論の学修に基づいて、3年次前期から、さまざまな健康レベルにある療養支援を必要とする人々の理解と看護について「成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」で学びます。

##### <健康支援看護分野>

本学では2012年度以降の入学生より、看護師等の養成所に関する指定規則の改正により、保健師国家試験受験資格取得のための科目を選択制としました。保健師の資格取得を希望する学生は、公衆衛生看護学の関連科目の選択が別途必要となり、これらの科目の履修については選抜試験を設け履修者を決定します。

保健師選択履修生は、教養科目・専門基礎科目・専門科目の各看護学概論と看護活動論の学修に基づいて、さまざまな発達段階・健康レベルにある対象の理解と看護について、3年次には「公衆衛生看護学実習Ⅰ」、4年次には「公衆衛生看護学実習Ⅱ」で学びます。

##### <看護統合分野>

全ての講義、実習での学修を統合し、看護学を探究することを目的に、「総合実習」（4年次後期）を行います。

### 3) 実習科目の履修にあたって

実習科目を履修するためには、各学年で学修する講義・演習科目の学びが重要となります。これらの学修到達度が十分ではない場合、科目によっては実習の履修が認められないことがあります。また、予防接種などで免疫力をつけるなど、学修者自身の健康管理が必要です。

具体的な実習科目の履修については「実習要項」に記載されていますので、その内容を学生自身で精読して理解するよう努めるとともに、事前に行われるオリエンテーションに出席して、学修課題や学修方法の説明を受けることが必要です。

## 2. 実習施設

対象となる実習施設は、保健医療の高度化、人々のニーズの多様化に伴い、保健医療機関にとどまらず、在宅、地域にも拡大しています。そこで、実習施設は、医療施設のほか、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム（グループホーム含む）、デイケア施設、保育所・幼稚園、保健所、保健センター、企業健康管理センター、学校などがあります。それらの施設においてさまざまな対象と場に応じた看護を学ぶことができるようにしています。

## 3. 実習の責任体制

実習指導の主体は大学側にあり、実習における学生の教育には大学の専任教員が責任をもってあたります。実習施設で学生が関わる対象者に対する看護提供の第一義的責任は実習施設側がもつこととなりますが、より質の高い看護提供に向けて、指導者・教員・学生がともに取り組みます。実習の評価においては、臨地実習指導者の意見も含め総合評価を行い、専任教員が単位を認定します。

## 4. 実習指導体制

実習の目的を達成するために、その実施にあたっては、次のような体制をとっています。

- 1) 各実習の開始にあたって、大学の専任教員と実習施設の臨地実習指導者が、双方の役割を明確にして実習指導体制を作るために、綿密な打ち合わせを行います。相互の協力と連携により、学生が自律性を育みながら実習に取り組める環境を整えています。
- 2) 高い臨床看護実践能力をもつ専任教員が、各看護学実習を担当して指導を行います。
- 3) 施設では、担当教員とは別に、臨地実習指導者が指導にあたります。
- 4) 担当教員や実習施設の臨地実習指導者は、学生の実習体験に基づく学びを引き出して共有し、看護の実践につなげていけることを重視し、カンファレンスに参加して指導を行います。
- 5) 担当教員や実習施設の臨地実習指導者は、各実習終了後には、実習評価の結果を相互に確認し、実習指導体制の改善を図っています。

## 5. 実習施設との連携体制

実習を担当する専任教員は、各実習施設の臨地実習指導者およびスタッフと連携を図り、学生が主体的に実習に取り組める環境を整えています。

- 1) 各看護学領域の代表者からなる「実習委員会」を学内に組織し、相互理解・協力により各看護学実習の質を均一に保つとともに、各実習施設との連絡・調整にあたります。
- 2) 実習施設の臨地実習指導者と大学の専任教員で構成される「実習連絡協議会」を開催し、実習に関する意見交換と情報交換の場を設けています。

## 6. 実習内容の充実に向けて

- 1) 看護専門科目の講義・演習での学修を基盤にして、各実習科目において「実習要項」を作成し、実習目標・方法、実習に対する心構えや留意点等の詳細な説明を行い、十分な事前学修を行った上で実習に臨めるようにしています。

- 2) 各看護学領域の特性に応じて、適切な施設を選択しています。
- 3) 学生は5～6名程度のグループ毎に年間実習計画の実習ローテーションに従って、実習を履修します。各施設においては、その特性に応じて、適正数の学生を配置しています。
- 4) 年度末には、各看護学領域の実習の実施状況を報告し合い、問題点や課題を相互共有し、実習教育の質の向上を図っています。

## 7. 実習における個人情報の保護

学生の立場であっても実習生として臨地の各実習施設に入る場合、個人情報の保護規定を遵守することが求められます。個人情報の保護については誓約書の提出が求められ、また看護専門職としての倫理規範も学修していかなければなりません。実習に関する内容のSocial Networking Service(SNS)への安易な投稿など、個人情報の取り扱いにおいて著しい逸脱行為があると、学則に基づいた懲戒の処分を受けることもありますので、十分に注意しなければなりません。

## IX 資格取得および卒業後の進路

### 1. 取得可能な学位と資格

看護学部において卒業要件の単位を修得すると、学士(看護学)の学位が授与されます。また卒業と同時に看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格が取得できます。

但し、平成24年度入学生より保健師国家試験受験資格の取得は選択制になっていますので、授業科目表の要件を十分に確認してください。

また保健師免許取得後に、都道府県に申請し、「養護教諭2種免許」「第1種衛生管理者免許」を取得することができます。免許の申請窓口は、養護教諭の場合は都道府県教育委員会、衛生管理者は都道府県労働局です。


養護教諭2種免許取得にあたっては、教職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」2単位、「情報機器の操作」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位の合計4科目8単位の修得が必須です。

### 2. 看護学部卒業生の進路

看護師あるいは保健師の資格を活かした進路については、以下のように様々なものが考えられます。

- 1) 病院、診療所等での看護ケア
- 2) 保健所、市町村保健センターでの健康相談・保健管理・指導等
- 3) 企業の健康管理室等での社員健康管理
- 4) 訪問看護ステーション、在宅介護支援センター等における訪問・巡回ケア等
- 5) 老人保健施設、老人福祉施設、特別養護老人ホームでの高齢者の健康管理・保健相談等
- 6) 看護・介護関連機材等商品の企画開発等
- 7) 保育所内での乳幼児の健康管理
- 8) 臨床試験及び市販後検査での研究職または研究職補助
- 9) 国内外のNGO・NPO法人での活動、JICAなどでの国際協力や、WHOなどの国際機関での医療・保健支援、看護活動
- 10) 助産師養成課程、養護教諭第一種免許取得課程への進学
- 11) 大学院等の高等教育機関への進学

社会の複雑化・多様化による人々の保健医療ニーズも多様化し変遷を遂げる中、看護職の活躍が必要とされるフィールドは、今後ますます拡大していくでしょう。西武文理大学看護学部において、ホスピタリティ教育を基盤として相手の立場に立って思いやり支えることのできる豊かな人間性を身に付け、専門的な知識・技術に裏付けられた看護ケアを提供できる看護専門職となるための基礎的能力を身に付け、卒業後、幅広い分野で活躍されることを期待しています。



第2部  
履修説明

## I 西武文理大学看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西武文理大学学則に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 科目の名称、配当年次、単位数、授業形態等は、別に定める。

(授業計画)

第3条 各科目の実施は毎年度に定める授業計画表及び授業時間割によるものとする。

(履修)

第4条 学生は、原則として当該学年に開講される科目の中から履修しなければならない。

2. 科目によっては、他の科目の単位修得を前提とする場合がある。
3. 科目によっては、履修する学生数を制限する場合がある。

(履修登録)

第5条 学生は、履修しようとする科目について、所定の手続きにより履修登録しなければならない。

2. 履修登録後は、科目を変更し、又は取り消すことができない。ただし、止むを得ない事由がある場合には、学部長の承認を得て、これを変更し、又は取り消すことができる。

(評価試験)

第6条 最終評価は、原則として筆記試験であるが、他に口述試験、実技試験または提出物により行う。

(定期試験)

第7条 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて行う評価試験である。試験科目、時間、試験方法等については、試験開始日の1週間前に公示する。

2. 前項の規定に関わらず、授業科目の担当教員は、必要に応じて試験を行うことができる。

(追試験)

第8条 追試験は、疾病その他、正当な事由により定期試験を欠席した者に対して行うものとする。

2. 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該試験期間終了後の2日後までに所定の書類（様式第2号）を提出しなければならない。
3. 前項の規定により追試験願の提出があった場合において、正当な事由があると学部長が認

めたときは、追試験を受験させることがある。

4. 正当な事由とは以下の場合である。正当な事由であることを証明するために証明書を添付しなければならない。

- (1) 三親等内の親族が死亡した場合
- (2) 病気あるいはケガによる場合
- (3) 災害その他不慮の事故による場合
- (4) その他止むを得ない事由と認められる場合

#### (再試験)

第9条 再試験は、当該科目が不合格となった者に対して行うことができる。

2. 前項の規定により再試験を受けようとする者は、受験料を添えて所定の書類（様式第3号）を学部長に提出しなければならない。

#### (単位の授与)

第10条 履修登録した科目については、評価試験、学習状況（授業への参加度や受講態度）等により成績を評価し、合格した科目については単位を授与する。

#### (試験の受験資格)

第11条 出席時間数が、実授業時間数の講義・演習では3分の2以上、実習では5分の4以上を満了した者には、当該科目の試験の受験資格を認めるものとする。

2. 前項の受験資格の要件を満たさない者であっても、科目担当者が特に正当な事由があると認めた場合には、前項の規程に関わらず、受験を認めることがある。

#### (成績の評価)

第12条 科目の成績評価は、評価試験またはその他の方法で、当該科目の担当者によって行われる。

2. 科目の成績評価は、S、A、B、C、D及びFの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、D、Fを不合格とする。

3. 第6条により実施した試験の得点に応じ、90点以上100点をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をD、出席基準を満たしていない等の履修放棄をFとする。

#### (不正行為者の成績の取り扱い)

第13条 試験において不正行為のあった場合は、当該学期におけるすべての履修登録が無効となる。

#### (再履修)

第14条 必修科目の単位を修得できなかった場合は、再び当該科目を履修し、試験受験資格を得る必要がある。

2. 再履修すべき科目が当該学年の履修と重なった場合は、原則として再履修科目を優先履修しなければならない。

(学修進行の制限)

第 15 条 3 年次への進級については、2 年次後期までに開講されている必修科目のうち専門基礎科目及び専門科目の単位をすべて修得していることを条件とする。

2. 学修進行の制限を受けた者は、学修進行の制限が適用された学年のカリキュラムに従い未修得の授業科目を再履修する。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等の改廃に関し、必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附則

この規程は 2009 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2017 年度以前の入学者にも適用する。

附則

この規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。

# 看護学部授業科目表

別表 1-1 (2022 年度～)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			授業回数	履修方法	
			必修	選択	講義	演習	実習			
一般教育科目 / 科目 / 教養科目	大学基盤科目 (ホスピタリティとコミュニケーション)	ホスピタリティ概論	1 前	2		○		15	必修 2 単位 + 選択 2 単位以上	
		ホスピタリティ・スキルズ	1 後		2		○	15		
		対人関係基礎	1 前		2	○		15		
		対人関係応用	1 後		2	○		15		
		ホスピタリティ日本語	1 前		2	○		15		
		プレゼンテーション・スキルズ	1 後		2	○		15		
		ロジカルシンキング	1 後		2	○		15		
		人間理解領域	心理学概論	1 後	2		○			15
	生活科学		1 前		2	○		15		
	日常生活と健康		1 前		2	○		15		
	音楽と人間		1 前		2	○		15		
	哲学と人生		1 前 / 後		2	○		15		
	先人に学ぶ ※1		1 後		2	○		15		
	教育学概論		1 後		2	○		15		
	頭脳と学習		1 後		2	○		15		
	社会・自然・環境理解領域	生涯スポーツ	1 前 / 後		2	○	○	23	選択 4 単位以上	
		社会学概論	1 前		2	○		15		
		法学概論 (憲法含)	1 前 / 後		2	○		15		
		社会と歴史	1 前		2	○		15		
		地球環境科学概論	1 前		2	○		15		
		現代社会と保健医療福祉	1 後		2	○		15		
		NPO・ボランティア論入門	1 前		2	○		15		
		コミュニティ論	1 前		2	○		15		
	情報科学理解領域	災害と地域づくり	1 後		2	○	○	15	必修 3 単位 + 選択 2 単位以上	
		ICT リテラシー	1 前	2			○	15		
		情報処理	1 後		2		○	15		
		統計処理	1 前 / 後		2		○	15		
		数値処理	1 後		2		○	15		
		データサイエンス・AI 活用入門	1 前		2	○		15		
		社会調査法	1 後		2	○		15		
		統計・定量分析手法	2 後		2	○		15		
	外国語	科学技術論	1 後		2	○		15	必修 3 単位 + 選択 2 単位以上	
		英語基礎	1 前	1			○	15		
		初級英会話	1 後		1		○	15		
		英語 I	2 前		2	○		15		
		英語 II	2 後		2	○		15		
		ホスピタリティ英会話 I [サービス]	1 前		1		○	15		
		ホスピタリティ英会話 II [医療・福祉]	1 後		1		○	15		
		ホスピタリティ英会話 III [ビジネス]	2 前		1		○	15		
		ホスピタリティ英会話 IV [プレゼンテーション]	2 後		1		○	15		
		フランス語 I	1 前		2	○		15		
		フランス語 II	1 後		2	○		15		
		韓国・朝鮮語 I ※2	1 前		2	○		15		
		韓国・朝鮮語 II ※2	1 後		2	○		15		
	学部科目	主体性の育成 の育成	中国語 I	1 前		2	○		15	必修 1 単位
			中国語 II	1 後		2	○		15	
			基礎ゼミナール	1 前	1			○	15	必修 1 単位
		小計 47 科目							18 単位	

※1 2023年度入学生より適用する

※2 2025年度入学生より適用する

# 看護学部授業科目表

別表 1-1 (2022 年度～)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			授業回数	履修方法	
			必修	選択	講義	演習	実習			
専門基礎科目	個人・家族の理解領域	生涯発達論	1 後	1		○			8	必修 5 単位 + 選択 1 単位以上
		生活過程論	1 前	1		○			8	
		家族社会学	1 前	1		○			8	
		精神保健	1 後	1		○			8	
		生命倫理	1 後		1	○			8	
		患者学	1 後	1		○			8	
		ヒューマンセクシュアリティ論	1 前		1	○			8	
	集団・地域の理解領域	社会福祉学	1 後	1		○			8	必修 8 単位 保健師選択履修生は + 選択 5 単位 ※印の科目の履修が必須
		公衆衛生学	1 後	2		○			15	
		疫学	2 前	2		○			15	
		保健統計学	2 前	2			○		30	
		保健医療福祉行政論Ⅰ※	2 後		3	○			23	
		保健医療福祉行政論Ⅱ※	4 後		1	○			8	
		保健医療と法	2 前	1		○			8	
	保健医療行動論※	4 後		1	○			8		
	健康の理解領域	形態機能学Ⅰ a(解剖学)	1 前	1			○		15	必修 12 単位
		形態機能学Ⅰ b(解剖学)	1 後	1			○		15	
		形態機能学Ⅱ a(生理学)	1 前	1			○		15	
		形態機能学Ⅱ b(生理学)	1 後	1			○		15	
		形態機能学Ⅲ(生化学)	1 前	1			○		15	
		病態治療学Ⅰ	1 後	1			○		15	
		病態治療学Ⅱ	2 前	1			○		15	
		病態治療学Ⅲ(小児・母性系)	2 前	1			○		15	
		病態治療学Ⅳ(老年・精神系)	2 前	1			○		15	
		感染・免疫学(含微生物学)	1 後	1			○		15	
	臨床栄養学	1 後	1			○		15		
	臨床薬理学	2 前	1			○		15		
小計 27 科目								26 単位		
専門科目	支援基礎看護分野	看護学概論	1 前	2		○			15	必修 18 単位
		看護理論	2 後	1		○			8	
		看護倫理	2 後	1		○			8	
		家族看護論	2 後	1		○			8	
		健康教育論	2 後	1		○			8	
		看護とコミュニケーション	1 前	1		○			8	
		ヘルスアセスメントⅠ	1 後	1			○		15	
		ヘルスアセスメントⅡ	2 前	1			○		15	
		生活援助技術	1 後	2			○		30	
		療養援助技術	2 前	2			○		30	
		看護過程論	2 前	1			○		15	
		看護実践基礎論	1 後	1			○		15	
		基礎看護実習	1 後	1				○	1W	
		看護援助実習	2 後	2				○	2W	
	成育支援看護分野	母性看護学概論	2 前	2		○			15	必修 12 単位
		母性看護支援論Ⅰ	2 後	1			○		15	
		母性看護支援論Ⅱ	3 前	1			○		15	
母性看護学実習		3 通	2				○	2W		
小児看護学概論		2 前	2		○			15		
小児看護支援論Ⅰ	2 後	1			○		15			
小児看護支援論Ⅱ	3 前	1			○		15			
小児看護学実習	3 通	2				○	2W			

# 看護学部授業科目表

別表 1-1 (2022 年度～)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			授業回数	履修方法	
			必修	選択	講義	演習	実習			
専門科目	療養支援看護分野	精神看護学概論	2 前	2		○			15	必修 31 単位 + 選択 1 単位以上
		精神看護支援論 I	2 後	1			○		15	
		精神看護支援論 II	3 前	1			○		15	
		精神看護学実習	3 通	2				○	2W	
		成人看護学概論	2 前	2		○			15	
		成人看護支援論 I	2 後	1			○		15	
		成人看護支援論 II	2 後	2			○		30	
		成人看護支援論 III	3 前	1			○		15	
		成人看護学実習 I	3 通	3				○	3W	
		成人看護学実習 II	3 通	2				○	2W	
		老年看護学概論	2 前	2		○			15	
		老年看護支援論 I	2 後	1			○		15	
		老年看護支援論 II	3 前	1			○		15	
		老年看護学実習 I	3 通	2				○	2W	
		老年看護学実習 II	3 通	2				○	2W	
		在宅看護学概論	2 後	2		○			15	
		在宅看護支援論	3 前	2			○		30	
	在宅看護学実習	3 通	2				○	2W		
	チーム医療論	4 前		1	○			8		
	リハビリテーション看護論	2 後		1	○			8		
	健康支援看護分野	公衆衛生看護学概論	2 前	2		○			15	必修 6 単位 保健師選択履修生は + 選択 12 単位 ※印の科目の履修が必須
		公衆衛生看護活動論 I	2 後	2		○			15	
		公衆衛生看護活動論 II	2 後	2		○			15	
		公衆衛生看護活動論 III※	3 前		2	○			15	
		公衆衛生看護活動論 IV※	4 後		2	○			15	
		公衆衛生看護活動展開論 I※	3 後		1		○		15	
		公衆衛生看護活動展開論 II※	4 前		1		○		15	
		公衆衛生看護管理論※	4 前		1	○			8	
		公衆衛生看護学実習 I※	3 後		2			○	2W	
	公衆衛生看護学実習 II※	4 前		3			○	3W		
	看護統合分野	看護とホスピタリティ I	1 前	1			○		15	必修 16 単位
		看護とホスピタリティ II	4 後	1		○			8	
		看護学の動向と課題	4 後	1		○			8	
安全管理論		4 前	2		○			15		
看護管理論		4 前	1		○			8		
災害看護論		4 後	1		○			8		
国際看護論		4 後	1		○			8		
看護総合演習		4 後	1			○		15		
総合実習		4 後	3				○	3W		
看護研究方法		4 前	2		○			15		
卒業研究		4 通	2			○		30		
小計 63 科目								84 単位		
卒業要件単位数								128 単位		
保健師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数								145 単位		
指定規則に対する増単位数										



## Ⅱ 学期と授業

### 1. 学 期

本学では、学年を前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2つの学期に分けています。各授業科目は、多くの場合、前期または後期の半期で完結します。このような制度を「セメスター制」といいます。本学ではこのセメスター制を採用しています。

### 2. 学期毎のオリエンテーション

本学部では、各学期のはじめと終わりに学年毎のオリエンテーションがあります。これは、その学年の学修内容や学生生活をふまえ、タイムリーに必要な事項や重要事項がおさえられるようにさまざまな説明があります。必ず出席し、必要な情報を得て学修を進めてください。

### 3. 授業時間

授業は90分を1時限として、1日に5時限開講しています。

I 時限	II 時限	III 時限	IV 時限	V 時限
9:30～11:00	11:15～12:45	13:30～15:00	15:15～16:45	17:00～18:30

### 4. 平常授業

年度毎に公表される時間割表に従って行われる授業を、平常授業といいます。

国民の祝日や休日であっても、平常授業を開講する日がありますので、履修関係の日程をよく確認してください。

授業に関する変更等があった場合は、学内掲示および授業支援システム「Active Academy Advance（通称：AAA/トリプルエー，以下AAA）」でお知らせします。

### 5. 休 講

大学の行事や教員の公務・出張・病気などの理由で授業を休みとすることがあります。これを休講といいます。休講となる場合は、AAAでお知らせします。

### 6. 補 講

休講などの理由により、科目担当教員が必要と認めたとき、追加して授業を行うことがあります。これを補講といいます。補講を行う科目についての詳細は、AAA等によって皆さんに通知します。この補講への出席も、成績評価の要件である授業への出席に含まれますので、必ず出席してください。

実習科目に関しては、原則として休講はありません。したがって、休講に伴う補講もありません。

## 7. 欠席・遅刻・早退

講義・演習科目において1週間以上欠席した場合には、病気によるものは医師の診断書、その他の場合は証明書を添付の上、「欠席届」を提出してください。

実習科目においては、1日でも欠席・遅刻・早退があった時には「実習欠席・遅刻・早退届」を提出してください。

「欠席届」、「実習欠席・遅刻・早退届」の提出先は、看護教学課です。

また、実習科目においては、全体の5分の4以上の出席をすることが、単位認定の最低条件です。インフルエンザなどの学校感染症による出席停止や、忌引きなどの公欠の扱いの場合は、原則欠席とみなしませんが、学修不足と考えられる場合は、追実習を行うことがあります。追実習が行われる場合は、必ず出席してください。

また、風邪などによる欠席や、出席をしても習得内容に不足があると判断された場合は、実習内容を補う必要から、それぞれの看護領域にて補習実習が行われる場合もあります。補習実習へ出席しない場合も、成績評価の対象になりません。

## 8. 授業方法

授業においては、対面授業を基本として開講していますが、学修効果を高めるために遠隔授業を実施することもあります。様々な授業方法に対応ができるように、自分自身で環境を整えていく必要があります。

## 9. 授業の受講について

授業では、教授・学修活動がうまく進み効果を上げられる場となるように、教員・学生それぞれが授業をつくる立場で意識的に臨むことが大切です。

お互いの学びを尊重し、ホスピタリティを発揮し合って、授業を実りあるものにしていきましょう。

とくに授業に関して以下に該当する場合は、学則第53条に基づき懲戒処分のうえ、当該科目もしくはその学期のすべての履修登録が無効となる場合があります。また、担当教員の判断で、それ以降の授業への出席を認めない場合があります。

- ・学生として恥ずべき行動、大学の名誉を傷つける行為をした場合
- ・大学や授業の秩序を乱した場合
- ・大学や教職員の指示する安全や健康の施策に協力しない場合
- ・他の受講生や教職員の身体的安全あるいは精神的平安を脅した場合
- ・授業や授業準備の円滑な進行を妨げた場合、もしくはそれを幫助した場合
- ・授業の出欠確認に関する不正行為を実行、あるいは幫助した場合
- ・授業の出欠に関する届・願い・申請などの手続きにおいて虚偽や不正に係ることを行った場合
- ・授業での提出物（課題・小テスト等）に関する不正行為（剽窃・カンニング等）を行った場合
- ・学則や学生規則を始めとする大学の定める規則に反した場合

『学生便覧』に掲載されている各種規則については、必ず目を通してください。

## Ⅲ 単位制と卒業要件

### 1. 「単位制」とは

本学における学修には単位制が採用されています。「単位制」とは、定められた基準に従って授業科目を履修し、所定の試験に合格することによって、その授業科目に与えられている単位を修得していく制度です。卒業するためにはあらかじめ定められた単位を修得することが必須条件となっています。

大学における学修活動が高校時代と根本的に違うのは、自分自身で履修計画を立て、正しく履修登録を行い、卒業に必要な単位を修得していく点です。

看護師国家試験の受験資格を得るためには、厚生労働省 保健師助産師看護師学校養成所指定規則により、教育基準や教育課程の内容が定められています。そのため、看護学部では基準の授業・実習の出席を満たすことが必要です。出欠席や遅刻等に関する詳細は、26 頁および 41 頁を確認してください。

### 2. 「必修科目」と「選択科目」

「必修科目」とは、本学で学ぶ全ての学生が必ず履修し、単位を修得しなければならない科目です。

「選択科目」とは、学生の興味・関心に従い、履修できる科目です。科目区分に偏りが出ないように、科目区分ごとに選択しなければならない単位数が決められています。

### 3. 1 単位当たりの授業時間

1 単位当たりの授業時間は、授業形態によって以下の基準により定められています。

- 1) 講義科目 15 時間
- 2) 演習科目 30 時間
- 3) 実習科目 45 時間

#### ● 1 単位と計算される学修の標準時間：45 時間

日本の大学では、法律の定めにより、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする「単位制」が採用されています。つまり、1 単位修得するためには標準的に 45 時間の学修量が必要ということです。

通常の科目は 2 単位ですので、一般的には一科目の単位を修得するには 90 時間の学修量が必要です。

授業時間：1 コマ 2 時間（正味 90 分を 2 時間と計算）× 15 週 = 30 時間

事前・事後学修時間：コマにつき、2 時間（正味 90 分を 2 時間と計算）× 15 週 × 2 回 = 60 時間  
計 90 時間

したがって、授業を受けるだけでなく、シラバスに明記されている事前学修・事後学修を自分自身で主体的に実施することで、単位の修得が可能となります。

※時間割上の 1 時限は 90 分ですが、本学では 1 時限を 2 時間として扱います。

#### 4. 修得単位について

修得した授業科目の単位は、成績原簿に記載され永年管理されます。なお一度修得した授業科目の単位は、取り消すことや重複修得することはできません。

#### 5. 履修単位の上限設定（キャップ制）について

単位制の趣旨を実現するために、本学部では1年間で履修できる単位数の上限を50単位に、また、Semester（半期）毎での上限を26単位に設定しています。基礎看護実習、看護援助実習、総合実習は、他の科目が開講されていない長期休暇中の開講となり、Semesterの上限26単位には含めませんが、年間の上限50単位には含まれます。計画的な履修と単位修得を心がけてください。また、前学年の成績が極めて優秀であった場合など特別な場合には、キャップを超えての履修を認めることがあります。

#### 6. 2年次から3年次への進級要件について

3年次への進級については、2年次後期までに開講されている必修科目のうち、専門基礎科目および専門科目の単位をすべて修得していることが条件となります。

#### 7. 卒業の要件

卒業するためには本学に4年以上在学し、最低単位は、以下ページの「卒業要件単位数」の表にあるように、科目区分ごとに卒業に必要な最低限の修得単位数を修得しなければなりません。

##### <卒業要件単位数>

###### 看護学部 看護学科

科目区分	必修	選択	合計（卒業要件単位）
一般教育科目（教養科目）	8	10	18
専門基礎科目	25	1	26
専門科目	83	1	84
計	116	12	128

###### 看護学部 看護学科 保健師選択履修生

科目区分	必修	選択	合計（保健師・看護師受験資格）
一般教育科目（教養科目）	8	10	18
専門基礎科目	25	6	31
専門科目	83	13	96
計	116	29	145

##### <単位取得の流れ>

1. 履修登録                      ・ ・ ・ 「IV 履修科目の登録」 参照  
↓
2. 授業（実習）出席          ・ ・ ・ 「V 成績評価」 参照  
↓
3. 評価試験受験              ・ ・ ・ 「V 成績評価」 参照  
↓
4. 成績評価、単位認定        ・ ・ ・ 「V 成績評価」 参照

## IV 履修科目の登録

### 1. 履修登録とは

履修科目を大学に届け出ることを「履修登録」といいます。各年度（または学期）の最初に履修科目の登録を行わなければ、授業に出席しても単位は与えられません。履修登録をするときは、科目の必要単位数は充足しているか、総単位数が卒業要件単位を満たしているかなどを十分に確認して、慎重、かつ確実に行ってください。

### 2. 履修登録前の確認

履修登録を行う前に、1年生は4年間の履修計画を考えてください。2年次以降は、過去に取得した単位や将来進みたい進路に応じて、1年次に立てた履修計画を再考してください。なお、3年次の履修登録は、2年次後期までの専門基礎科目および専門科目の必修科目の全ての単位を修得していることが条件となります。

### 3. 履修登録の方法

履修登録は、AAA より行うことができます。必修科目の再履修等により登録上の相談がある場合には、必ず履修登録期間内までに申し出てください。履修登録は、必ず履修登録期間内に行ってください。在校生の履修登録は、授業が開始される前の登録とし、履修者数の調整も事前に行います。これは、すべての授業が初回からスムーズに始めることができるように、という配慮からです。

#### ●新入生の場合

4月上旬 (オリエンテーション)	新年度の履修要綱、授業時間割表等履修登録に必要な情報を AAA で確認
	AAA にて履修登録
	確認期間に自身の登録が正確に行われているかを確認
	登録者数集計、調整（抽選）後、抽選結果発表 ※抽選にもれた場合、履修確認期間に再度履修登録を実施
前期授業開始	第1回授業開始

#### 1) 履修に関する書類の配付

履修要綱、時間割、履修登録に必要な情報は AAA に掲載されます。

#### 2) 履修科目の登録を AAA にて行う

履修登録期間内に、AAA の「履修登録」に入力してください。

#### 3) 履修確認と修正登録

履修登録者数が定員を超えてしまった科目は、抽選を行います。抽選結果や履修登録状況は AAA にて確認してください。

AAA「修学ポートフォリオ」の「履修情報」より履修内容を確認し、申告科目が記載されていないなかったり、科目が誤って登録されていたり、エラー表示がある場合は、履修登録の修正が必要です。

#### 4) 履修登録の修正

履修登録した科目が AAA「履修情報」に記載されていないなかったり、科目が誤って登録されていたり、エラーの表示があったり、抽選にもれて他の科目を追加したい場合は、履修登録の修正が必要です。履修確認・修正期間中に所定の手続きを行ってください。ただし、正当な理由のない履修取り消しや追加登録は、原則としてできません。

### 4. 履修登録上の注意事項

#### 1) 配当年次

1年生は1年次に配当されている科目しか履修できません。ただし、2年次以降は下位年次に配当されている科目も履修可能です。どの科目が何年次に配当されているかは AAA の web シラバスを参照してください。

#### 2) 重複履修の禁止

同一の時限に2つ以上の科目は履修できません。また、既に単位を修得した科目を履修することはできません。

#### 3) 必修科目の履修

各年次の必修科目は必ずその年次に履修登録を行ってください。また、必修科目の単位が修得できなかった場合は、履修可能な年次に優先して必ず再履修登録をしてください。

#### 4) 履修の制限

科目によっては、履修するための前提条件があり、履修を制限しています。条件が満たされない場合その科目は履修できません。各科目の前提条件については、シラバスの「履修上の注意」に記載されているので確認してください。

#### 5) 人数制限

科目によっては、教室条件や授業内容によって履修できる人数を制限しています。その場合は、履修を希望する学生の中で抽選を行い、履修できる学生を選びます。抽選に外れた場合は履修できません。

### 5. 履修登録の取り消し

健康上その他やむを得ない事由により、履修登録した科目を取り消したい場合は定められた期間内に、看護教学課に申し出て必要な手続きをしてください。履修登録の取り消し手続がない場合は履修放棄とみなし、履修登録科目のまま評価対象となり、キャップ制や GPA 計算式の対象に含めますので注意してください。

### 6. 既修得単位の認定

本学では、本学入学前に大学等（他大学あるいは短期大学）において履修した授業科目（科目等

履修生として修得した科目を含む)の修得単位について、本学において修得したものとみなし、既修得単位として認定する制度が設けられています。

この既修得単位は、本学学則第 27 条の「既修得単位の取扱い」および西武文理大学看護学部既修得単位認定内規に基づいて、教養科目の 8 科目 15 単位を越えない範囲で認定されます。認定を受けようとする場合は、入学時のガイダンス終了後 1 週間以内に看護教学課で所定の手続きを行ってください。

## 7. 他大学における単位の修得 — 単位互換制度 —

他大学で履修した科目を自分の大学の履修単位として認めあうのが単位互換制度です。本学では現在、放送大学と単位互換制度の協定を結んでいます。

単位互換制度を利用する場合には、まず看護教学課に相談してください。

## 8. 養護教諭 2 種免許申請に関わる科目について

保健師国家試験に合格し、保健師の免許を得ると、都道府県教育委員会への申請により「養護教諭 2 種」の免許を得ることができます。ただし、申請する場合には、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位修得が必要です。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目単位とは、次のとおりです。

教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目と単位		本学部の科目と単位	
日本国憲法	2 単位	法学概論(憲法含)	2 単位(選択)
外国語コミュニケーション	2 単位	英語基礎 看護学部授業科目表に記載された外国語科目から 1 単位以上選択	1 単位(必修) 1 単位(選択)
情報機器の操作	2 単位	保健統計学	2 単位(必修)
体育	2 単位	生涯スポーツ	2 単位(選択)
計	8 単位	計	8 単位

## V 成績評価

各学期の最後には、それぞれの科目について成績評価が行われ、合格した者にはその科目の単位が認定されます。単位を修得するためには、授業への出席が大前提です。授業に出席しない学生に対しては、成績評価は行われません。

### 1. 成績評価を受けるための前提

成績評価を受けるためには、1) 当該科目について正しく履修登録されていること、2) 当該科目の総授業回数の3分の2以上（実習は5分の4以上）出席していることが前提です。

ただし、1) 本学を代表して対外行事等に参加（実習では認められません）、2) 忌引、3) その他学部長が止むを得ない事由と認めた場合の欠席は「公欠」となり出席扱いとなりますので、科目責任者の了解を得た後、看護教学課で所定の手続きを行ってください。欠席した場合は、学修内容を補う場合があります。なお、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。

### 2. 評価方法

成績評価は原則、定期試験期間中に筆記試験により行われます。また、筆記試験に代えて、実技試験、口述試験、提出物等により定期試験期間外に行われることがあります。各科目の具体的な評価方法は、AAAのwebシラバスを参照してください。詳細については、科目担当教員から説明されます。

試験を正当な理由により受験できなかった場合のみ、「追試験」（後述）が行われます。科目によっては、D評価の学生を対象に「再試験」（後述）を行う場合があります。

なお、実習の評価方法については、看護学実習要項を参照してください。

### 3. 評価基準とGPA

#### 1) 評価基準

履修した授業科目の成績は、以下の基準によって評価され、成績原簿に記載されます。なお、成績証明書にはSおよびAは「優」、Bは「良」、Cは「可」と表示され、D「不可」、Fは表示されません。RはそのままRと表示されます。

評価	成績表示	評点	評価基準	合否
優	S	100～90点	各科目で設定された到達目標に対し、要求された程度をはるかに超えた、きわめて優秀な成績である。	合格
	A	89～80点	各科目で設定された到達目標に対し、要求した水準を超えた成績である。	
良	B	79～70点	各科目で設定された到達目標に対し、要求した水準を満たす平均的な成績である。	
可	C	69～60点	各科目で設定された到達目標に対し、要求した水準をкаろうじて満たす成績である。	
不可	D	59～0点	各科目で設定された到達目標に対し、出席の基準を満たしているが、再履修することが望まれる。	不合格
	F		出席の基準を満たしていない、正当な理由がなく評価試験を欠席した、課題が未提出である、のいずれかの理由で履修放棄とみなす。	
	R		他大学等において履修した科目の単位を本学で認めたもの。	認定

## 2) GPA (Grade Point Average) について

### a. GPA とは

GPAとは、それぞれの科目で得た評価をポイントに置き換え、計算式により数値を算出する成績評価の方法です。GPAは、学修の到達度を客観的に測定する指標です。国や地域、学部、学科で異なる大学での学修効果をGPAで測定・評価する方法は、世界共通基準として使用され、日本の主要な大学で用いられています。

本学でも、GPAを採用し、個々の学生への学修指導に用いられるほか、奨学生、各種表彰、ゼミナール等の選考の際にも資料として使用されています。

### b. GPA 計算方式

$$GPA = \frac{\text{科目単位} \times \text{成績 (S=4、A=3、B=2、C=1、D、F=0) の合計}}{\text{履修登録科目の単位合計 (不合格となった科目も含まれます)}}$$

GPAは、小数第2位まで表示します。(小数第3位は、四捨五入とします。)

### c. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目

- (1) 他大学等で単位修得し、本学で「認定」された科目
- (2) 履修取り消しをした科目

### d. GPA と判定

本学部では、GPA（最高 4.00）は、AAA 成績表に記載され、保証人宛にもセメスター毎に「成績通知書」にてお知らせします。単独で進級判定、卒業判定、退学勧告の基準として用いることはありませんが、各セメスターで GPA2.00 に達しない場合は、学修成果が不十分で進級や卒業に大きく影響することが想定されるため、個別にゼミ担当、教務担当教員との面談を行います。修業方法の見直しを行うほか、改善の見込みが無い場合は、保護者を含めた面談等を行い、学則 53 条 3 項に基づき、退学勧告を受ける場合があります。

## 4. 試験

### 1) 定期試験

#### a. 受験資格

試験を受験できる科目は、学期の始めに履修登録した科目に限ります。また、正当な理由がなく出席が3分の2に満たない者については、履修放棄とみなし受験を認めません。これに該当する者は単位認定を受ける資格がありませんので、成績評価はF（履修放棄）となります。

なお、休学および停学の期間中は、受験資格がありません。

#### b. 受験手続き

受験に必要な手続きはありませんが、同一の試験時限に受験しなければならない科目が2科目以上ある場合には、試験時間割の発表後3日以内に看護教学課に申し出てください。

### c. 試験実施日

試験は、原則として毎学期最後の定期試験期間に実施します。定期試験期間中の試験時間割、試験室はAAAにてお知らせしますので、各自よく確認して受験してください。

### d. 試験時限

試験時限は通常の授業時限とは異なり、以下の時限により実施しますので注意してください。試験時間は原則として1時限60分です。

I 時限	II 時限	III 時限	IV 時限	V 時限	VI 時限
9:30 ~ 10:30	10:50 ~ 11:50	12:10 ~ 13:10	13:50 ~ 14:50	15:10 ~ 16:10	16:30 ~ 17:30

### e. 受験に際しての注意

- (1) 試験での席順は科目ごとに異なるので、指示された所に着席してください。
- (2) 受験の際には学生証を持参し、試験中は試験監督者の見やすいように机上通路側に写真を表にして置いてください。
- (3) 学生証を忘れた場合は受験を認められませんので、試験開始以前に8号館看護教学課にて仮学生証(有料)の発行を受けて持参し、学生証と同様に机上に置いてください。
- (4) 試験場に持込みが許される物品は、学生証、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、時計のほか、科目毎に指定される許可物品のみとします(ペンケースは不可)。
- (5) 遅刻は禁じますが、止むを得ない理由により遅刻した場合は、30分までに限り受験を許可します。
- (6) 答案は試験場を退出する際に、必ず提出しなければなりません。
- (7) 試験中は、試験監督者の指示に従い厳正に受験してください。なお、不正行為が発覚した場合は、当該学生にその場で受験の中止と退室を命じます。不正行為については「6. 不正行為」の項を参照してください。
- (8) 不慮の事故(電車・道路事情)等により公共交通機関に大幅な支障が出る場合には、当日別時限に試験を実施することがあります。

## 2) 追試験

病気その他正当な理由により定期試験を受験できなかった場合に限り、試験期間終了日の2日後までに所定の書類を提出することにより、追試験を受験することができます。また、8回授業で、セメスターの中間期に試験のある場合は、特別な場合を除き、当該試験日からの2日間を提出期限とします。正当な理由がなく受験しなかった場合は、履修放棄とみなされます。

正当な理由とは、下記の場合です。

- (1) 三親等内の親族が死亡した場合
- (2) 病気あるいはケガによる場合（要診断書）
- (3) 災害その他不慮の事故による場合
- (4) その他止むを得ない事由と認められる場合

正当な理由がある場合は、病気あるいはケガの場合は原則として医師の診断書、その他の場合は証明できる書類及び科目受験料 1,000 円を添えて追試験願を看護教学課へ提出しなければいけません。

追試験願が受理された後、受験が許可された者について、試験日時などが通知されます。

受験許可後、あるいは受験後において、追試験願などに不正が判明した場合には、受験許可が取り消され受験は無効となります。

### 3) 再試験

講義・演習が不合格と判定された場合は、科目によっては再試験を受験することができます。実習科目は、原則として再試験に相当する再実習は行われません。すなわち、実習での学修不足は、単位未修得につながります。ただし、正当な事由と判断された場合に限り追加および補習の実習を行うことがあります。

所定の書類および 1 科目受験料 3,000 円を提出することにより、科目責任者の承認を得て、学部長により再試験受験が許可されます。再試験は同一科目について原則として 1 回限りであり、合格した場合の成績評価は C（可）です。

## 5. 不正行為

定期試験、追試験および再試験において、試験の実施中・実施後を問わず、不正行為が明らかになった場合、学則第 53 条による懲戒が行われるほか、当該学期のすべての履修登録が無効になります（学生の懲戒処分に関する規定第 12 条）。

また、レポートなどの課題提出に関して、盗作、代理作成などの不正行為も懲戒の対象となります。

## 6. 成績の通知

成績は各学期末に AAA「成績表」により通知します。

また、学生に通知された成績は、「成績通知書」として学期毎に保証人宛に郵送されます。成績が著しく不良の場合は、学則第 53 条第 3 項に基づき、退学を求める場合があります。

## 7. 成績の照会

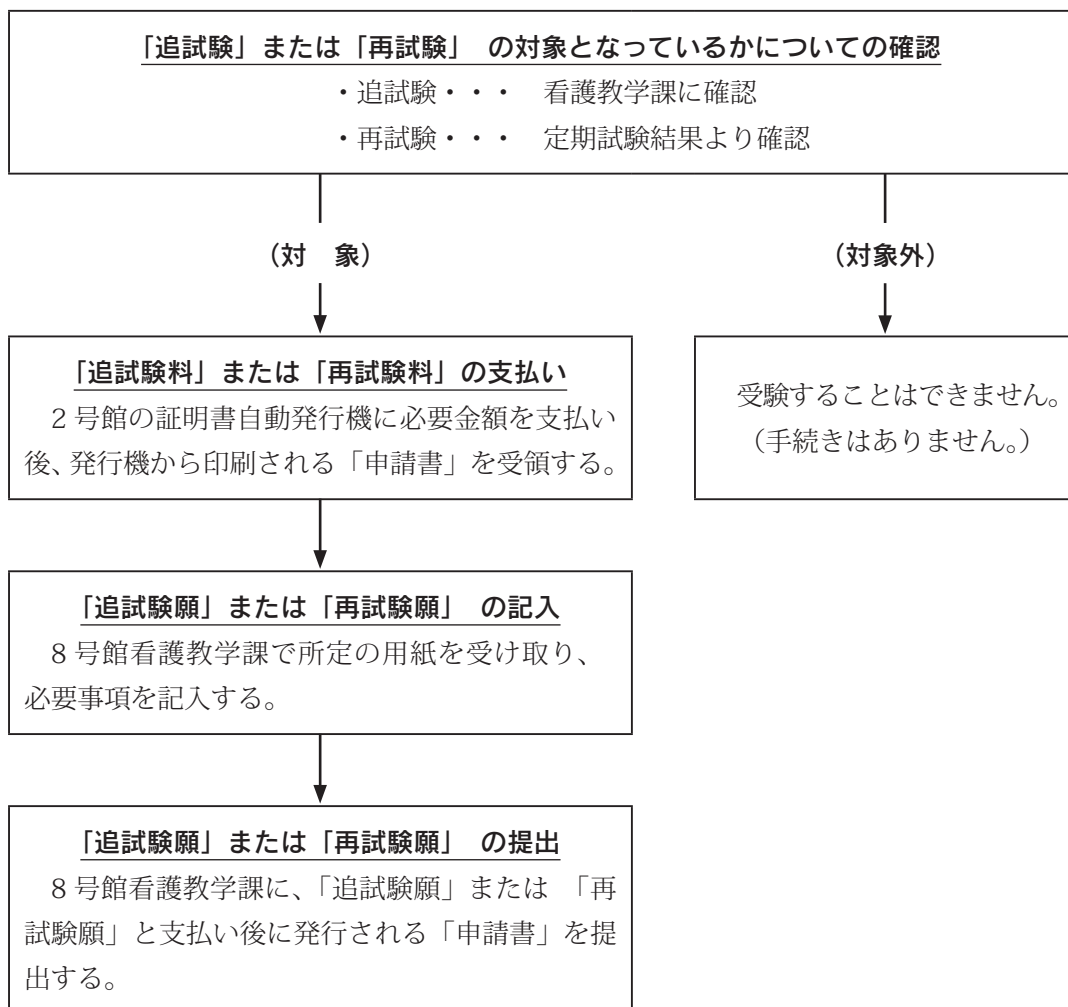
成績（成績評価と出席率）に疑問があるときは、所定の期間内に看護教学課で成績照会の手続きを行ってください。

## 8. 卒業認定

学則に定めた卒業の要件を満たしているか否かの判定会議を行い、個人への通知によって学生本人に発表します。

### ※ 追試験・再試験 受験の手続きについて

追試験・再試験の受験の手続きは、定められた期日までに以下により行ってください。対象となっていない場合や未手続きの場合には、追試験・再試験を受験することができません。手続きは、すべて該当学生本人が行ってください。友人等の代理者による手続きは、責任の所在等の問題から、原則として認められません。



## VI 授業についての情報の伝達

### 1. 掲 示

大学から学生に対する公式な伝達は、原則として、授業支援システム（AAA）への掲示・個別の連絡により行います。試験の実施、レポートの提出、休講、教室変更など授業に関わるもの、奨学金の募集などの告知、事務局または教員からの呼び出しなどがあります。

掲示された内容は、学生全員が確認していることとして取り扱われますので、見落として不利益を被らないように注意してください。

### 2. 授業支援システム Active Academy Advance (AAA/トリプルエー)

西武文理大学では、Web 対応の授業支援システムを導入しています。これにより、本学のホームページから、更に I D とパスワードを入力することによって閲覧利用することができる授業支援サイトにアクセスすることができます。

AAA は教員からの担当科目に関する連絡がいつでも可能なだけでなくディスカッションやレポートの提出、アンケートへの回答など、学生からの情報発信も行うことができ、双方向の情報のやり取りが可能です。入力 Web 上で行えますので、大学内のパソコンからだけでなく、学外のパソコンからも入力や編集ができます。

具体的には、学生は以下のようなことに活用することができます。

- 1) 教員から担当科目についてのお知らせを随時確認することができる。
- 2) 教員から課されたレポートを、AAA 上で提出することができる。
- 3) 教員から電子データによる教材の提供、文献および関連リンクの紹介、アンケートへの回答ができる。

このように、「AAA」は、教員と学生の教室における「対面講義」を支援するシステムといえます。さっそく西武文理大学のホームページにアクセスして利用しましょう。

#### <手 順>

- ①本学のホームページ (<http://www.bunri-c.ac.jp/>) にアクセスする。
- ②「Active Academy Advance Web ポータルシステム」のバナーをクリックする。
- ③ユーザ I D とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックする。

#### <注 意>

- ①ユーザ I D とパスワードはオリエンテーション時に個別に配付されます。
- ② AAA の操作方法は、AAA 内「Web フォルダ」→「AAA 関連」にある操作説明書を読んでください。

#### <問い合わせ先> 看護教学課

### 3. Web メール：Active! Mail

入学後、全員に E-Mail アドレスを付与します。このアドレスは、E-Mail ソフト「Active! Mail」で使用できます。

この E-Mail アドレスは、授業担当教員からの連絡などにも使用することがあります。

学内のパソコン室のパソコンにログイン後、デスクトップ上にある「Active! Mail」アイコンを実行することにより利用できます。

必要に応じて転送の設定を行うなど、有効に活用してください。

詳細は「Active! Mail」の「ホーム」に掲載されている詳細マニュアルよりご確認ください。

#### <転送設定について>

- ① Active! Mail にログインする (ID・パスワードは付与されたものと同じ)
- ②画面上の「ツール」→「転送」に移行する。
- ③「転送」画面上の必要事項を入力し、設定を行う。

<問い合わせ先> 2号館学生課

## VII ゼミナールと卒業研究および総合実習

### 1. 基礎ゼミナールについて

「ゼミナール」とは、少人数（各学年5名前後）の学生が担当教員の指導の下で互いの力を重ねて学修する最も大学らしい授業形態の一つです。

1年次前期の基礎ゼミナールでは、世界中の看護学生が読んでいるF. ナイチンゲールの『看護覚え書』の購読を共通課題にして、各ゼミナールで「大学での学び方」を実践的に理解し、身に付けていきます。入学後最初のゼミナールの中で、看護の内容に触れながら「準備学習・資料作成・発表・討議・振り返り・成果の自己評価」といった学修方法を自ずと身に付けていく過程が、主体的な学びを可能にします。各回のゼミナールで、個人学習→グループ学習の取り組みを重ねる中で、相手を尊重しながら学びを発展させる姿勢を相互に育み、看護に対する基本的な態度を養うことにつながります。

基礎ゼミナールを通じて、自分らしい学び方を身に付け、大学での学びを楽しんでいってください。

### 2. 卒業研究について

4年次はゼミナールにおいて、「卒業研究」に取り組みます。この卒業研究では、自らが関心をもつ看護学領域において「研究テーマ」をしぼり、1年間を通して指導教員とともに研究を組み立てていくプロセスを経験します。先行研究の文献検討や研究目的を達成するための研究方法を明らかにし、卒業研究計画書の作成・発表を行い、研究の展望も含めゼミナール内で相互評価する経験を通して、学生同士の学びあいも深めていきます。

最終的に提出された各学生の「卒業研究計画書」は卒業後も大学に保管され、要旨は学年の成果を集めた冊子として作成し共有します。また、提出された要旨は、全教員が目を通し、優秀論文候補が選定され審査を受けます。優秀論文執筆者は、卒業式で表彰されます。

この「卒業研究」は、皆さんが本学で学んだ「証（あかし）」であり、生涯に渡り看護に取り組む準備となることでしょう。大学生生活の総まとめとして位置づけ、全力を傾けて取り組んでください。

### 3. 総合実習

4年次に開講する「総合実習」では、それまでの全ての講義・演習・実習での学修を統合し、自らが選択する看護学領域で看護学を探究することを目的に、実習に取り組みます。

また、看護学生から看護専門職への役割移行をより円滑にすすめられるよう、より主体的に取り組みながら、自己の看護実践能力を高めていき、総合的に洞察します。

## VIII オフィスアワー（教員への相談）

本学部では、全専任教員が原則として毎週1回(休業期間中を除く)以上のオフィスアワーを設け、学生の皆さんの学業や学生生活全般にわたる相談に応じるために、教員研究室に在室しています。この時間を積極的に活用し、学業や学生生活上の諸問題を解決してください。

なお、オフィスアワーに設定している時間帯であっても、会議や出張などで在室できない場合がありますので、予めご承知おきください。

非常勤講師については、原則として授業開始前または終了時に、教室や講師控室にて担当科目についての質問を受け付けています。

## 西武文理大学看護学部 授業にかかわる学内ルール

このルールは、学生と教職員が協力・協働し、学びに集中できる環境づくりを目指したものです。ともに、より良い学習環境をつくっていきましょう。

- ・遅刻は、授業初回ガイダンスにて説明がありますが、各科目のシラバスに記載してある時刻を確認しておきましょう。原則として、20分を超える遅刻は欠席扱いとなるため注意しましょう。公共交通機関の遅延に関する遅刻も、通常の遅刻と同様の対応となるため、交通情報等を確認し、時間に余裕をもって登校しましょう。
- ・授業時間中の途中退出は、原則禁止です。体調不良等、やむを得ない事情がある場合は、申し出てください。途中退出があった場合は、遅刻と同様の扱いとなります。
- ・授業時間中の飲食は禁止です。机上に飲食物は置かないようにしましょう。夏季の水分補給などについては、各科目の担当教員よりお伝えします。
- ・授業中のスマートフォン、ipad、PC、ヘッドホン、イヤホンの使用は原則禁止です。授業にて必要な場合は、各科目の担当教員よりお伝えします。また、授業の撮影、録音（令和ノート含む）は禁止です。
- ・授業中の正座、胡座（あぐら）、立膝、着帽やパーカーフードの着用、化粧、ハンディファン等は禁止です。但し、事情がある場合は、各科目の担当教員に申し出てください。
- ・課題提出について、取り組む期間や提出日など、配慮しながら進めていきます。困ることがある場合は担当教員に相談してください。

## 保健師国家試験受験資格取得 選択制について

### 1. 保健師国家試験受験資格取得にあたって

- 1) 看護学部において卒業要件を満たす単位の他に、保健師国家試験受験資格取得希望者が公衆衛生看護学領域の所定の必修の単位を取得すれば、看護師・保健師二つの国家試験を受験できます。
- 2) 保健師の免許を取得するには、看護師免許の取得が前提条件です。看護師の国家試験に合格しなければ、保健師国家試験に合格しても保健師免許は発行してもらえません。
- 3) 保健師国家試験受験資格を取得するためには、公衆衛生看護学の関連科目の選択が必要です。これらの科目の履修については選抜試験を設け履修者を決定します。
- 4) 保健師免許取得後に、都道府県に申請し、「養護教諭 2 種免許」「第 1 種衛生管理者免許」を取得することができます。(免許の申請窓口は、養護教諭の場合は都道府県教育委員会、衛生管理者は都道府県労働局です。)

### 2. 保健師国家試験受験資格取得希望者の履修科目について

- 1) 通常の卒業要件 128 単位に加え、以下の科目の履修が必須です。  
選択科目の「保健医療福祉行政論 1 (3 単位)」「保健医療福祉行政論 II (1 単位)」「保健医療行動論 (1 単位)」「公衆衛生看護活動論 III (2 単位)」「公衆衛生看護活動論 IV (2 単位)」「公衆衛生看護活動展開論 I (1 単位)」「公衆衛生看護活動展開論 II (1 単位)」「公衆衛生看護管理論 (1 単位)」「公衆衛生看護学実習 I (2 単位)」「公衆衛生看護学実習 II (3 単位)」です。
- 2) 養護教諭 2 種免許取得にあたっては、教職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める「日本国憲法 2 単位」「情報機器の操作 2 単位」「体育 2 単位」「外国語コミュニケーション 2 単位」の合計 4 科目に相当する本学の授業科目を履修する必要があります (31 頁参照)。

### 3. 保健師国家試験受験資格取得希望者の科目履修費について

保健師選択履修生選抜試験受験料及び保健師国家試験受験資格取得科目に関わる科目履修費を徴収します。また、教科書・参考書類や演習・実習に係る費用(交通費・宿泊費等)に相当額の自己負担を要します。

### 4. 保健師国家試験受験資格取得希望者の選抜方法について

2 年次後期に選抜試験を実施します。保健師選択履修生の募集・選抜要領は、2 年次前期オリエンテーションで説明します。

# BUNRI'S

学校法人 文理佐藤学園

## 西武文理大学 看護学部

学籍番号		クラス	
氏名			